

第 3 0 回

北播磨総合医療センター

企業団議会定例会会議録

令和 6 年 9 月

北播磨総合医療センター企業団

議案の審議結果

議案番号	議案名	議決 年月日	議決の 結果
第6号議案	令和6年度北播磨総合医療センター企業 団病院事業会計補正予算（第1号）	R6.9.3	可決
第7号議案	令和5年度北播磨総合医療センター企業 団病院事業会計決算の認定について	R6.9.3	認定

**第 30 回（令和 6 年 9 月）
北播磨総合医療センター企業団議会定例会会議録**

- ◇ 第 30 回北播磨総合医療センター企業団議会定例会議事日程及び会議に付した事件

令和 6 年 9 月 3 日（火）午後 2 時開会

- 第 1 仮議席の指定について
第 2 北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙について
追加 議長の辞職許可の件
追加 北播磨総合医療センター企業団議会議長選挙について
第 3 議席の指定について
第 4 会議録署名議員の指名について
第 5 会期の決定について
第 6 第 6 号議案 令和 6 年度北播磨総合医療センター企業団病院事業
会計補正予算（第 1 号）
第 7 第 7 号議案 令和 5 年度北播磨総合医療センター企業団病院事業
会計決算の認定について

◇ 出席議員

1 番	内 藤 博 史	2 番	河 島 信 行
3 番	堀 元 子	4 番	河 島 三 奈
5 番	泉 雄 太	6 番	村 本 洋 子
7 番	西 垣 弘 志	8 番	山 本 麻 貴 子
9 番	川 端 敦 子	10 番	宮 脇 健 一

◇ 欠席議員（なし）

◇ 説明のため出席した者

企業長	蓬 萊 務	副企業長	仲 田 一 彦
理事	十 都 和 弘	管理部長	岡 本 智 弘
管理部参事	大 江 雅 弘		

◇ 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高 瀬 圭 司	主事	關 橋 朱 音
主事	山 下 将 司		

◇ 議 事

<開会> 午後２時

○議長（河島三奈）

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに第３０回北播磨総合医療センター企業団議会定例会が招集されましたところ、議員各位には公私何かと御多用の中、御参集を賜り、ここに開会の運びに至りましたことは誠に御同慶にたえない次第でありまして、各位の御精励に対して、深く敬意を表するところであります。

さて、今期定例会に付議されます案件は、「令和６年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算(第１号)」、「令和５年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定について」の計２件の議案でございます。

議員各位におかれましては、何とぞ御精励を賜りまして、慎重に御審議の上、適切、妥当なる結論を得られますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

<企業長 挨拶>

○議長（河島三奈）

この際、蓬萊企業長の御挨拶がございます。

蓬萊企業長。

○企業長（蓬萊務）

それでは、第３０回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当医療センターは、今から１６年も前に神戸大学から、三木市・小野市総合病院構想の提案を受けまして、これに合意をして誕生した病院であります。２０年、そして３０年先の地域医療のあるべき姿を見据え、大学と行政が緊密に連携してチャレンジするという、当時では全国において類を見ない、いわゆる公立病院２つを合併するというような、まさに先駆的なプロジェクトでありました。

平成２５年１０月の開院から１１年目となり、昨年は１０年を記念しての講演会等がございましたけれども、今年は１１年目を迎えまして、今や名実共に北播磨地域の急性期医療を担う中核病院へと成長してまいりました。内科系が１８科、外科系が１６科の計３４の診療科を標榜しまして、在職医師は１８７名、医療技術職が１７０名、看護職は５６４名を誇る地域医療の基

幹病院として機能いたしております。

公益財団法人である日本医療機能評価機構により第三者評価も受審いたしまして、改善に係る再審査や、あるいは確認審査を受けることもなく認定を更新いたしております。適切で質の高い医療を提供するための継続的な取り組みが外部機関からも認められているところでございます。

付け加えますと、がん拠点病院という拠点になったことも既に皆さん方も御承知のとおりだろうと思います。当医療センターが担う、果たすべき役割は、変化し続けております。人口減少あるいは少子高齢化の進展、また地域の医療機関との機能分化、あるいは連携強化、先般の新興感染症に対応できる医療体制の整備等、医療ニーズに対応し続けるには、当医療センター本来のポテンシャルをフルに発揮する必要があります。

まずは、本年3月に再開いたしました5階西病棟に相当する病床の完全回復を図ること。その次に、残る7階東病棟の再開と、これに相当する病床を回復することです。

一方、令和5年度の決算は、新型コロナウイルスの影響に加え、人事院勧告による人件費のアップや昨今における物価の高騰など、厳しい経営実態が表面化しております。これは、近隣におきましても、加古川中央市民病院や明石市立市民病院、また、この北播磨における加西病院、そして西脇病院も同様でありまして、経営改善のための要因分析とその対策を検討し、早期に改善すべきであると認識いたしております。

特に、この人事院勧告による、これはもうそれぞれの市もそうでありますがけれども、これは病院もそうありますけれども、医師の働き方改革に加え、この人事院勧告の人件費の増、民間企業でありますと、値上げをするなり、あるいは経費節減する、販売量を増やすなどして収益を稼いで、それを原資としていくということになるんですけれども、それは官の場合はそういうことが現実にはできないということでもありますし、強いて言うなら、病院の場合は、先ほど申し上げましたように、病床をいかに回復して、つまり患者数を増やして高度な医療をして、そして高収益を上げる、こういう経営という観点が不可欠だということでもあります。

そういう状況はこれからの課題の中で議論されるものだと思いますけれども、そういう中で、この当医療センターの基本理念というのが、何回も申し上げておりますように、「患者と医療人を魅きつけるマグネットホスピタル」であります。その実現に向けて、積極的かつ健全な病院経営というものを継続するとともに、先ほど申し上げました、まずは閉鎖病床の再開や、あるいは稼働病床の回復を図りまして、三木市民、そして小野市民はもとより、北播磨

医療圏域の住民の命と健康を守ってまいります。

最後になりますが、議員の皆さんにおかれましては、ますますの御支援を賜るとともに、このたびの定例会では、慎重なる御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

<開議>

○議長（河島三奈）

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

企業長から資金不足比率報告書、病院事業会計予算繰越報告書及び債権放棄報告書、また、監査委員から例月現金出納検査結果報告書の提出がありました。これらの写しを既にお手元に配布しておりますので、御清覧をお願いいたします。

次に、その他の報告につきましては、議会事務局長から御報告いたします。

○議会事務局長（高瀬圭司）

御報告いたします。

現在の出席議員は10名であります。

次に、今期定例会に提出されます議案並びに本日の議事日程は、既にお手元に配布いたしましたとおりでございます。

次に、地方自治法第121条の規定によりまして、説明のため今期定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元にプリントにて配布いたしますので、朗読を省略させていただきます。

報告事項は以上でございます。

<日程第1 仮議席の指定について>

○議長（河島三奈）

これより日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定についてであります。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を仮議席として指定いたします。

<日程第2 北播磨総合医療センター企業団議会副議長選挙について>

○議長（河島三奈）

日程第2、北播磨総合医療センター企業団議会議長副選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（河島三奈）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（河島三奈）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、北播磨総合医療センター企業団議会副議長に6番 村本洋子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました村本洋子議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（河島三奈）

御異議なしと認めます。よって、村本議員が当選されました。この宣告をもって当選通知に代えます。

ただいま副議長に当選されました村本議員から就任の挨拶がございます。

<副議長 村本洋子議員 挨拶>

○副議長（村本洋子）

副議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙によりまして、私が北播磨総合医療センター企業団議会副議長の要職に就くことになりましたことはこの上もなく光栄に存じますとともに、議員各位に対しまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。企業団議会の充実と円滑な運営のため、全力を傾注する所存でありますので、議員各位の一層の御指導と御支援をお願い申し上げます。

また、企業長をはじめ関係の皆様方には何かとお世話になることと存じますが、格別の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河島三奈）

副議長、村本議員の挨拶は終わりました。

それでは、この際、暫時休憩いたします。議員の皆様は自席にてお待ちください。

【暫時休憩】

【河島三奈議員 退場】

【議長職務代理者 村本洋子議員 議長席に着席】

○議長職務代理者（村本洋子）

ただいまから会議を再開します。

<追加 議長の辞職許可の件>

○議長職務代理者（村本洋子）

この際、御報告申し上げます。先ほど河島三奈議員から、本日付をもって一身上の都合により議長を辞職したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長職務代理者（村本洋子）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。地方自治法第108条の規定に基づき、河島三奈議員の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長職務代理者（村本洋子）

御異議なしと認めます。よって、河島三奈議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

【河島三奈議員 入場】

<前議長 河島三奈議員 挨拶>

○議長職務代理者（村本洋子）

この際、前議長、河島三奈議員から辞職の御挨拶がございます。

○前議長（河島三奈）

議長を辞職するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年8月に開催されました第28回定例会におきまして、皆様方の温かい御支援と御推挙を頂き、企業団議会議長の要職に就かせていただきました。在任期間中には、副議長をはじめ、同僚議員、そして企業長並びに関係各位に格別の御支援と御協力を頂き、おかげをもちまして、大過なくその職を務めることができました。ここに謹んで厚くお礼を申し上げる次第であります。

今後とも引き続き、北播磨総合医療センターの発展と地域医療の向上に力を注いでまいり所存でございますので、今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、皆様方へのお礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長職務代理者（村本洋子）

議員の挨拶が終わりました。

<追加 北播磨総合医療センター議会議長選挙について>

○議長職務代理者（村本洋子）

河島三奈議員の議長辞職に伴い、欠員となりました議長の選挙を本日の日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長職務代理者（村本洋子）

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長職務代理者（村本洋子）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長職務代理者が指名することにいたしたいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長職務代理者（村本洋子）

御異議なしと認めます。よって、議長職務代理者が指名することに決定いたしました。

それでは、北播磨総合医療センター企業団議会議長に1番 内藤博史議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長職務代理者が指名いたしました内藤博史議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長職務代理者（村本洋子）

御異議なしと認めます。よって、内藤博史議員が当選されました。この宣告をもって当選通知に代えます。

ただいま議長に当選されました内藤博史議員から就任の御挨拶がございます。

<議長 内藤博史議員 挨拶>

○議長（内藤博史）

議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙によりまして、私が北播磨総合医療センター企業団議会議長の要職に就くことになりましたことは誠に身に余る光栄でございます。衷心より感謝と御礼を申し上げますとともに、この責任の重大さを痛感している次第でございます。北播磨総合医療センター並びに企業団議会の円滑な運営のため、誠心誠意努力いたす覚悟でございます。

何とぞ同僚議員各位をはじめ理事者、関係各位におかれましては、さらなる御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長職務代理者（村本洋子）

議員の挨拶は終わりました。

それでは、議長が選出されましたので、議長を交代いたします。

【議長 内藤博史議員 議長席に着席】

<日程第3 議席の指定について>

○議長（内藤博史）

それでは、日程第3、議席の指定についてであります。

お諮りいたします。議席につきましては、議長より指定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（内藤博史）

御異議なしと認めます。

議席は、先ほど仮議席として指定されました席を議席と指定いたします。

<日程第4 会議録署名議員の指名について>

○議長（内藤博史）

次に、日程第4、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、議長より指名いたします。

2番 河島信行議員、9番 川端敦子議員、以上2名をお願いいたします。

<日程第5 会期の決定について>

○議長（内藤博史）

次に、日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（内藤博史）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

<日程第6・7、第6・7号議案>

○議長（内藤博史）

次に、日程第6、第6号議案、令和6年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第1号）及び日程第7、第7号議案、令和5年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

蓬萊企業長から提案理由の説明を求めます。

蓬萊企業長。

<企業長 提案理由説明>

○企業長（蓬萊務）

このたびの定例会に上程いたしました議案につきましては、予算に係るものが1件、決算に係るものが1件の合わせて2件であります。

まず、予算議案につきましては、令和6年度の補正予算（第1号）を提出しております。内容といたしましては、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）及び病院棟増改築に係るものであります。

次に、決算議案につきましては、令和5年度の決算について、監査委員の意見書を添えまして、議会の認定を得ようとするものであります。

なお、議案の詳しい内容につきましては管理部長から説明させますので、何とぞ議員各位におかれましては、一層の御精励を賜りまして、慎重なる御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（内藤博史）

当局。

○管理部長（岡本智弘）

それでは、提出議案のつづりをお願いいたします。

第6号議案、令和6年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第1号）について提案説明をいたします。

議案6－1ページであります。

第2条、業務の予定量の補正は、医療機器等整備費6億8,000万円を6億9,500万円に、病院整備費5億3,000万円を6億円にそれぞれ増額するものであります。

第3条、資本的収入及び支出の補正は、収入の総額に8,499万9,000円を追加し、13億122万5,000円に、支出の総額に7,924万4,000円を追加して、23億1,322万4,000円にしようとするもので

す。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、10億1,199万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

収入では、企業債を8,340万円追加して12億8,340万円とし、国県補助金は159万9,000円を追加して160万円としております。これらは電子処方箋等システム導入や病院整備費に係る財源であります。

支出では、建設改良費に8,500万円を追加し、12億9,500万円としております。内訳は、電子処方箋等システムに1,500万円、増改築の実施設計に7,000万円であります。一方で、企業債償還金の確定に伴うマイナス371万6,000円。投資は、奨学金の確定に伴うマイナス204万円を計上しております。

第4条、債務負担行為の補正は、令和6年度奨学金長期貸付事業の限度額540万円を180万円に減額、増改築工事施工監理業務1億8,000万円を1億1,000万円に減額しております。

第5条、企業債の補正は、医療機器等整備事業6億8,000万円を6億9,340万円、病院整備事業5億2,000万円を5億9,000万円に増額するものであります。

次に、第7号議案、令和5年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定について、提案説明をいたします。

別冊の病院事業決算書類の2ページをお願いいたします。単位は千円で説明させていただきます。まず、収益的収入及び支出であります。収入は第1款、病院事業収益の税込決算額が186億3,123万1,000円、支出については、3ページ、第1款、病院事業費用の税込決算額が194億3,771万3,000円です。

次に、4ページ、資本的収入及び支出であります。収入は第1款、資本的収入の税込決算額が4億6,688万9,000円、支出は、第1款、資本的支出の税込決算額が15億2,507万6,000円です。なお、資本的収入が資本的支出に不足する額10億5,818万7,000円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、8ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書であります。中段、議会の議決による処理額はございません。

次に、12ページをお願いいたします。

1、概況の(1)総括事項、段落の3つ目ですが、当医療センターでは、兵庫県の地域医療構想を踏まえるとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、経営強化プランを策定して病院事業経営の改革や持続

可能な体制の構築に取り組んでおります。

2段落下に移ります。令和5年3月より、看護師不足に伴い、2病棟を閉鎖しておりましたが、看護師確保対策に、より積極的に取り組み、令和6年3月に1病棟を再開したところでございます。

3段階の下に移らせていただきます。経営面につきましては、2病棟閉鎖による大幅な赤字、およそ8億8,000万円のマイナスを危惧しておりましたが、入院病床の稼働を高める取り組みなどにより、新型コロナ休床補償補助金を除く経常損益は約6億3,000万円の赤字、当該休床補償を含めますと、約4億7,000万円の赤字にまで抑制いたしました。

次に、下段のア、業務状況につきましては、入院患者数が延べ10万8,842人、1日平均297.4人。外来患者数は延べ24万8,089人、1日平均1,020.9人となりました。病床稼働率は、実稼働病床からコロナ休床を除いた場合において、90.7%になりました。

イ、収支状況につきましては、経常収益が185億8,000万円、経常費用が190億5,000万円となり、経常損益は先ほど申し上げましたとおり、4億7,000万円の赤字、純損益は5億7,000万円の赤字になりました。

以上、提案説明といたします。

○議長（内藤博史）

これより質疑並びに一般質問に入ります。

通告により、順次、発言を許可します。

2番、河島信行議員。

○2番（河島信行）

河島信行でございます。発言通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

第1項目、看護師の確保・充実について。

2病棟の閉鎖の主な原因は看護師不足でしたが、当局が看護師確保対策に積極的に取り組まれた結果、令和6年3月に1病棟を再開されました。当局の努力の賜物です。ただ、これからも看護師の確保・充実は予断を許さないことが予測されます。新聞等で全国各地の医療機関の看護師の募集記事を見ます。全国的に看護師不足は十分認識しているところです。しかし、当医療センターの役割は、小野市民、三木市民及び近隣の住民の命を守ることです。

そこで、看護師確保のため、次の2点を提案させていただきます。

1点目、昼間勤務限定及び夜間勤務限定の常勤看護師の採用について。

看護師の多くは女性です。独身者、既婚者、子育て中、子育てが一段落された方等、それぞれ生活環境が異なっています。少数ですが、夜間勤務を希

望される看護師もおられると聞きました。勤務時間限定の常勤看護師の採用、募集をすれば、看護師応募の人数も増加すると考えます。当局の考えを伺います。

2点目、看護師の住む民間賃貸住宅等の家賃補助制度の創設について提案します。

全国各地から優秀な看護師を採用するため、賃貸住宅を確保・斡旋する。そのことによって看護師の快適な住宅環境を整えれば、優秀な看護師を全国から雇用することができると確信します。名付けて、仮称「看護師家賃補助制度」を創設することを提案します。住宅手当はありますが、その手当プラスの家賃補助です。看護師にとって、休日は仕事環境から離れてストレスの少ない時間を過ごせることを採用条件にしてはと考えます。当局の考えを伺います。

以上でございます。

○議長（内藤博史）

質問に対し、答弁を求めます。

当局。

○管理部長（岡本智弘）

第1項目、1点目、昼間勤務限定及び夜間勤務限定の常勤看護師の採用についてお答えいたします。

正規看護職の採用条件として、昼間勤務限定や夜間勤務限定はございませんが、会計年度任用職員の採用条件として、既に時間指定での雇用を行っております。御自身のライフスタイルに合わせた勤務時間を選択できるよう、勤務時間も調整可能としており、実際に夜間勤務限定の方が3名おられます。

当医療センターは高度急性期・急性期医療を担う病院であるため、看護体制は重症病棟で2対1又は4対1、一般病棟では7対1を確保する必要があります。一定数の夜勤看護師を確保する必要があります。勤務管理を行う上で、正規職員は昼間勤務及び夜間勤務の両方を行う必要があるため、現時点におきましては昼間勤務限定や夜間勤務限定の採用は考えておりません。また、正規看護職において、職員の希望により、個別で昼間勤務限定や夜間専従の対応を行っているところであります。

看護師の確保・充実におきまして、新規職員の確保も重要ですが、離職者を減らすことも重要であります。現職員が継続して働き続けられる職場環境の整備にも注力していく必要があると考えております。職員の声や意見を吸い上げる機会を設け、風通しのよい職場、働きやすい職場を目指し、今後も継続して職場環境の整備に注力してまいります。

次に２点目、看護師の住む民間賃貸住宅等の家賃補助制度の創設についてお答えいたします。

当医療センターの宿舎は、看護師免許取得後３年以内、かつ住居が当医療センターから半径１５キロ圏外、又は通勤時間がおおむね１時間を超える職員が利用できます。

１つは病院附属の宿舎で、費用は光熱水費を含めて月額２万７、０００円と、非常に安価な設定としております。

２つ目は、病院周辺のアパートを病院が借り上げている民間借上宿舎です。光熱水費は個人負担で、月額１万６、０００円に設定をしております。この宿舎制度は、遠方からの人材確保のための住宅の優遇制度と考えております。

議員提案の家賃補助制度は、賃貸住宅を利用する看護職員の収入増を目的とした手当となり、賃貸住宅を利用していない職員との間に差が発生してまいります。当医療センターでは、収入面において、既に看護職のベース給与を他の施設よりも高く設定しており、これを看護師確保の施策の１つとしております。また、賃貸住宅利用者に限定しないことにより、この地域に定着していただき、当医療センターで働き続けていただける職員の確保を目指しております。よって、家賃補助制度の創設は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内藤博史）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

２番、河島信行議員。

○２番（河島信行）

答弁者、蓬萊企業長にお伺いいたします。

担当の管理部長の方が適切に答弁していただきまして、私も非常に安心をしております。また、一般質問の最初にも言いましたが、全国的に看護師不足は十分承知をしておるわけですが、やはり看護師がいなくては、北播磨総合医療センターの運営につきましても大変危惧するところでございます。

先ほど、蓬萊企業長から看護師の人数も挨拶の中にありましたので、安心はしておるわけですが、さらに看護師確保、採用等、部長の方から、現在在職中の看護師が離職しないような工夫についても努力されていることについては私も高く評価しています。例えば、全国には看護師養成の専門学校とか

大学等があると思うのですが、そんなところと連携されて、たくさんの優秀な看護師を確保していただきたいのは、市民を代表して私のお伺いする点でございます。

背景は、最近救急車等が走っておる中で、救急車が1時間ほど、長時間待機をしている。私は小野市に住んでおりますが、小野市民がまさに救急車、推測で述べてはいけませんが、北播磨総合医療センターにもお伺いしているかなと思うんですが、近隣の病院へ救急搬送されているケースもお聞きする部分もあるわけでございます。

この北播磨総合医療センターは平成25年10月に開院されまして、小野市民、三木市民及び近隣の住民の命を預かっている非常によい病院で、この北播磨の三木市と小野市の合同の病院は、僕は大成功だと思っております。さらに、市民の命を守るこの病院のために企業長に、特に今回の一般質問では看護師の確保についての理念、これと将来的なお考えをお伺いします。

以上でございます。

○議長（内藤博史）

再質問に対して答弁を求めます。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

蓬萊企業長。

○企業長（蓬萊務）

再質問にお答えいたします。

当初の質問は、質問というより提案という形でございましたけれども、最後の質問で、要は看護師確保に対してどのような理念、行動指針でやられるかということですが、先ほど来、説明をいたしておりますように、看護師不足というのは全国的な問題でありますし、この地域に限ったことではありません。同時に、先ほどの答弁でもありましたように、非常に柔軟な採用の条件をつくっているということでもありますし、そういう中で、特に大事なことは、毎年この病院は決して看護師の採用ができてないということではなく、大体60人前後の採用はきちっとやっておるわけです。しかし、毎年同じように50名程度がいろんな条件で離職されることになります。したがって、先ほどの理念云々というよりは、看護師確保の基本的な考え方というのは、まずは採用は十分採用する門戸、あるいは採用条件、給与条件も他に勝るものでありますので、どうやって働きやすい環境をして離職者を少なくするか、こういうことに特に重点を置いていきたいと思っております。

もっとさらなる大きな考え方になってきますと、私がかねてより思ってお

りますのは、この病院における看護師の養成を、いわゆる附属看護専門学校というのでできればなということ、この病院ができる前からの話になりますけれども、いろいろな状況があつてなかなか難しい条件はありますけれども、抜本的には関西国際大学に看護学部ができて、80人が100人になっておりますし、三木市が誘致した大学の学生をまず優先的に協力関係をもって採用していき、また全国からいろんな活動で看護師を確保していくと。その条件というのは、単に給料だけじゃなくて、先ほども答弁ありましたように、いかに働きやすい環境を用意するかと。同時に、ここは高度医療でございますので、高度医療に対応できるような能力を有する看護師もまた必要でありますので、それらを総合的に勘案して、いい看護師が基本的にここへ来てよかつたと思える病院を目指していきたいと思っています。

以上、答弁といたします。

○議長（内藤博史）

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

以上で河島信行議員の質問は終わりました。

次に、6番、村本洋子議員の質問を許可します。

6番、村本洋子議員。

○6番（村本洋子）

小野市議会の村本洋子でございます。議長に発言の許可を頂きましたので、私の方から4点質問させていただきます。

第1項目、急性期脳卒中等に対する早期リハビリテーションについて。

診療ガイドラインにおいて、急性期脳卒中患者に対し、積極的なリハビリテーションを発症後できるだけ早期から行うことが勧められています。

脳卒中治療ガイドライン2021より抜粋させていただきます。合併症を予防し、機能回復を促進するために、24から48時間以内に病態に合わせたリハビリテーションの計画を立てることが勧められる。十分なリスク管理の下に、早期座位・立位、装具を用いた早期歩行訓練、摂食・嚥下訓練、セルフケア訓練などを含んだ積極的なリハビリテーションを、発症後できるだけ早期から行うことが勧められるとあります。

そこで、4点についてお伺いします。

1点目、北播磨総合医療センターの早期リハビリテーションについて、現在の早期リハビリテーションの現状と効果についてのお考えをお伺いいたします。

2点目、入院患者のリハ実施について。

当院では、日曜、休日以外、リハ実施されていますが、より早期からの切れ目のないリハを提供するためには、日曜、祝日も含め、365日実施する必要があると思いますが、お考えをお伺いいたします。

3点目、リハ専門職数の現状について。

心不全などの循環器や呼吸器内科でも早期リハの必要があると思いますが、当院のリハ専門職数は適切なのでしょうか。リハ専門職を増やす必要があるのか、現状をお伺いいたします。

4点目、マルチモビディティ患者（複数の疾患を持つ患者）に対するリハビリ人材の育成について。

急性期病棟入院患者は要介護・要支援者が多く、年齢と入院による安静が要介護度悪化の要因と言われています。今後も高齢化の進展に伴い、マルチモビディティ患者は増加すると思われます。そのため、リハビリを行うことのできる人材を育成することが望まれます。急性期病院で研修・経験を積んだ理学療法士や作業療法士が地域で活躍できれば、急性期、回復期、生活期の継続的なケアができ、再入院や医療費が有意義に減少し、健康寿命の延伸にもつながると思います。現在、地域で活動されているリハ専門職の方等を対象に、例えば2年間の研修を受入れて急性期病院でのリハを経験し、回復期や地域の医療機関・在宅訪問で活躍するといった研修制度の取り組みについて、お考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（内藤博史）

質問に対し、答弁を求めます。

当局。

○理事（十都和弘）

まず、第1項目1点目、北播磨総合医療センターの早期リハビリテーションについてお答えをいたします。

当医療センターにおいては、脳卒中治療ガイドラインに基づき、早期リハビリテーションを実施しております。入院当日又は翌日にはリハビリを開始し、離床開始についても個々の症例の病態に応じて、発症当日から3日目をめどに実施しております。

平成29年から令和5年の間に当医療センターで急性期リハビリテーションを実施した患者数は1,860人です。75歳以上の患者が6割を占め、そのうち、入院時に歩行が自立していた患者は38%でした。軽症患者であっても歩行が不安定で自立できない患者も多数おります。

脳卒中リハビリテーション患者の平均在院日数は、自宅退院患者で1週間

程度、転院患者で2週間程度でありまして、年々短縮傾向にあります。限られた入院期間ではありますが、麻痺した身体機能の向上を図るとともに、積極的に離床や歩行訓練、日常生活の動作訓練、言語訓練などを行うことで機能の維持・改善が図られており、早期からのリハビリテーションを実施することの効果は得られていると考えております。

次に、2点目、入院患者のリハ実施についてお答えいたします。

急性期から365日リハビリを行うことが脳卒中において有効であるという報告もありますが、その有効性については、エビデンスとして確立しているものはございません。当医療センターの休日リハビリテーションは、議員指摘のとおり、開院当初より土曜日と5月の連休、年末年始中に離床ができない患者に限定して実施してまいりました。そのため、入院日の関係から、発症3日目までにリハビリテーションを開始できない患者が、少数ではありますが存在しておりました。そうした状況の改善に向けまして、本年度から祝日をリハビリテーションの実施日に加えて、年間15日程度実施日を増やしました。当医療センターとしては、365日リハビリが提供できる体制を整備する必要があると考えておりまして、来年度に向けてさらなる体制強化を図るべく、検討・準備を進めているところでございます。

次に3点目、リハ専門職数の現状についてお答えいたします。

現在、当医療センターには理学療法士12名、作業療法士5名、言語聴覚士2名が在籍しておりますが、休日リハビリテーションの実施患者を増加し、365日リハビリテーションを実施するには、その専門職を増員する必要があると考えております。つきましては、来年度から理学療法士2名と言語聴覚士1名を増員すべく、現在採用手続を進めているところでございます。

次に、4点目でございます。マルチモビディティ患者に対するリハビリ人材育成についてお答えいたします。

急性期、回復期、生活期で働くリハビリ専門職がお互いの業務内容を知ること、一貫したリハビリを提供する上で大変有意義であると考えております。一方で、回復期から生活期リハビリテーションに携わるリハビリ専門職は、急性期リハビリテーションに携わるリハビリ専門職よりはるかに多人数でありまして、当医療センターのみで地域全体のリハビリテーション能力の底上げを図ることは難しいと考えております。そのため、圏域内のリハビリ専門職が連携し、相互理解を深めながら切磋琢磨してレベルアップを図っていく必要があると考えております。

まずは、コロナ禍で中断している当医療センターと地域の回復期病院などのリハビリ専門職との症例検討会や勉強会を早期に再開できるよう尽力して

まいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（内藤博史）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

以上で村本洋子議員の質問は終わりました。

次に、7番、西垣弘志議員の質問を許可します。

7番、西垣弘志議員。

○7番（西垣弘志）

こんにちは。7番、西垣弘志です。議長のお許しを得ましたので、ただいまより2項目について一般質問いたします。

同僚議員から同様の質問についての答弁がありましたので、私からは視点を変えての質問といたしますので、よろしくお願いいたします。いずれも答弁は当局にお願いいたします。

まず第1項目、看護職員の離職防止対策についてであります。

令和5年3月より、看護師不足に伴い2病棟を閉鎖し、看護師確保対策により、令和6年3月末に1病棟再開されましたが、新人看護師に対する業務研修を行うためにも、一気に病床数を増やしていくことには無理があると考えられます。看護師確保対策は必要ですが、離職防止対策に注力することが重要だと考えます。

私は、免許職種である看護職員にとって、勤務条件が悪い職場であれば、別の職場に移動することが可能であると考えられます。そのため、勤務条件を改善することが重要だと考えています。過去には、三木市民病院でも1984年に理事者側から新病棟開設の提案がありましたが、病棟で夜勤3人で月8回という基準が守られていない看護師不足の状況解消を目指して職員組合と組合員が労働基準法違反摘発と人員増の取り組みを行う中で、1986年に労働基準監督署から労働基準法違反是正勧告を受けるなど、人員の状況を改善させた後に開設をさせた経緯があります。

そこで、次の3点について伺います。

1点目、看護職員の勤務条件について、法律に基づき決定されているのかについて伺います。

北播磨総合医療センターは地方公営企業法に基づく地方公営企業であり、地方公営企業法全部適用であることから、地方公営企業等の労働関係に関する法律により、賃金その他の勤務条件について労働組合と交渉し、協定、協約を結んでいるのかについて伺います。

2点目、看護職員の勤務条件の内容は人事院勧告に準ずることはもちろん、労働基準法等労働関係法を下回ることにはなっていないのか伺います。

3点目、労働安全衛生法等に基づき設置しなければならない組織や施設を設置されているのかを伺います。

次に、第2項目、広報・広聴についてです。

北播磨圏域の急性期医療の中核病院として地域で完結する医療を提供するためには、地域の医療機関との機能分化・連携強化をさらに進め、患者の状態に応じた適切な医療を提供できる体制を構築する必要があることを地域住民が広く理解し、「地域完結型医療」の実現に協力してもらえよう引き続き積極的な広報に取り組みます、と経営強化プランに掲げられています。

そこで、次の2点について伺います。

1点目、北播磨総合医療センターの役割について、住民の理解を得られるよう、ホームページ掲載、広報誌等の発行や公開講座、地域への出前講座、病院フェスタの開催により継続的な情報発信に取り組むとしていますが、それぞれをどのように情報発信されているのかについて伺います。

2点目、患者の声・意見を十分聞くための努力はどのようにされているのかについて伺います。

患者の声・意見を聞くための方法は何があり、どのような声、意見があり、これまでどう対応してきたのかを伺います。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（内藤博史）

質問に対し、答弁を求めます。

当局。

○理事（十都和弘）

まず私の方から、第1項目1点目、勤務条件に関する労働組合との交渉、協定についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、当医療センターは地方公営企業法を全部適用する病院であるため、当医療センターの職員は地方公務員の中の一般行政職員などとは異なり、企業職員になります。企業職員は、地方公営企業等の労働関係に関する法律や労働組合法、労働関係調整法、さらに労働基準法、労働安全衛生法が適用されます。また、当医療センターの職員は地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条の規定に基づく北播磨総合医療センター職員ユニオンという労働組合を結成しております。

議員御指摘の勤務条件に関する労働組合との交渉、協定については、随時、労働組合からの要求に対し、文書により回答するとともに、必要に応じて団

体交渉の場を設け、回答内容の詳細な説明あるいは意見交換などを実施しているところでございます。

次に、2点目、労働基準法等労働関係法の遵守についてお答えをいたします。

賃金その他の勤務条件につきましては、国家公務員における人事院勧告に準じて、適宜、関係条例及び企業管理規程等を改正しておりますし、適用しております。また、就業規則等については、労働基準法などの基準に則して定めるとともに、改正の都度、労働基準監督署に職員代表者からの意見書を添えて提出、確認をしていただくことで、法令遵守に努めているところでございます。

次に、3点目、労働安全衛生法等に基づき設置しなければならない組織や施設についてお答えをします。

まず、組織につきましては、労働安全衛生法第18条の規定に基づき、衛生委員会は設置しておりますが、同第17条の規定に基づく安全委員会は設置義務がございませんので、設置をしておりません。また、施設については、休養室を2室設置するとともに、休憩室又は休憩所を複数設置してございます。その他の設備等についても、労働安全基準に則した設備の維持に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

当局。

○管理部参事（大江雅弘）

それでは、次に第2項目、1点目、継続的な情報発信の取り組みについてお答えいたします。

当医療センターの主たる情報発信のツールは、1つに病院ホームページ、2つに、病院広報紙の「ほほえんで北播磨」、3つに、当医療センター主催で開催する公開講座、各公民館やコミュニティーセンター等からの依頼で実施する出前講座です。また、年に1回、秋頃に、三木・小野両市の広報紙において当医療センターの特集記事を掲載いただいています。病院フェスタについては、令和元年度まで開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行後から開催を見合わせている状況です。今後の開催については、引き続き検討してまいります。

まず、病院ホームページについては、患者さんに向けた診療に関する情報やお知らせ等をタイムリーにお届けするため、随時更新しております。

病院広報紙の「ほほえん d e 北播磨」は、医師による診療の最新情報や栄養管理における減塩のポイントなど、市民に向けた当医療センターからの情報を掲載し、年間3回発行しています。配布については、三木市の公民館、小野市のコミュニティーセンター等に設置しています。また、当医療センターの1階外来エリアにも設置しています。

公開講座、出前講座は、市民の健康増進を目的として、当医療センターの医師や看護師などが公民館等で講演を行い、市民に病気に関する正しい知識や理解を深めていただいています。今後も、北播磨圏域の中核病院として地域の方々の健康増進に寄与するとともに、これらのツールを利用して、圏域における当医療センターの役割についても広報してまいります。

次に2点目、患者の声・意見を聞くための取り組みについてお答えいたします。

まず1つ目、当医療センター内の7か所に「ご意見箱」を設置しています。御意見は、平日に1日1回収しており、その内容によって担当部署を決め、回答を作成しています。全ての御意見及び回答は、1階外来及び各病棟の「ご意見箱」の横にファイル綴じして、患者さんが閲覧できるよう設置しています。ほかに、1階外来エリアの地域医療連携室前の掲示板にも最新の回答を掲示して患者さんに周知しています。また、返信を希望される方には、別途回答を郵送しています。

次に2つ目、ホームページのトップページにお問合せボタンを設けています。投稿いただいた御意見に対して、質問者へメールで回答しています。

「ご意見箱」には、年間約200件、ホームページのお問合せには年間約20件の御意見を頂いております。主な意見としましては、病院職員に対する接遇や夏場の外来エリアの温度上昇に関する指摘が多く、それぞれ接遇改善、適切な温度管理に努めています。そのほかに、患者満足度調査を年に1回実施しており、入院患者及び外来患者別でアンケートを行っています。結果については、サービス向上の参考資料として活用するとともに、当医療センターホームページに掲載し、周知をしています。

以上、答弁いたします。

○議長（内藤博史）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

西垣弘志議員。

○ 7 番（西垣弘志）

各項目に当たり、詳細な御答弁ありがとうございました。

それでは、それぞれ何点かについて再質問をさせていただきます。

まず第 1 項目の看護職員の離職防止対策について、先ほど同僚議員の質問に対して、企業長からも、離職防止対策についても重点を置こうと思っているという御答弁を頂きましたが、行政官庁へ届出が必要なものは届出をされていると管理部の方から御答弁いただきましたが、三木市(行政職員)では、就業規則を労働者に明示する方法として、各職場に例規類集を設置しております。北播磨総合医療センターで、職員に対して就業規則を明示する方法は何でありますか。

○議長（内藤博史）

西垣議員、答弁者はどなたですか。

○ 7 番（西垣弘志）

管理部にお尋ねします。

2 点目ですが、先ほど、法律に基づいた組織の設置等をされておると御答弁いただきました。地方公営企業等の労働関係に関する法律第 13 条に、職員の苦情を適当に解決するために、苦情処理共同調整会議は必置義務であると私は思っておりますが、設置されているのかどうか、管理部の方からお答えをお願いします。

次、第 2 項目の広報・広聴についてですが、これについても管理部にお尋ねをいたします。

昨年、三木市の市政懇談会で、北播磨総合医療センターと三木市民の健康施策についてという課題で、自治会長からの質問が数点出されました。それぞれに文書回答されておりますが、北播磨総合医療センターが急性期病院であることや、地域向けに出前講座、公開講座を開催されていることの広報が不十分ではないかと私は思っております。急性期病院であることや、地域に向けた出前講座や公開講座を開催していることの広報は令和 5 年度で何回ぐらいされたのかをお尋ねします。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長（内藤博史）

再質問に対して答弁を求めます。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

当局。

○理事（十都和弘）

まず私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず1つ目の就労規則等の明示のことですけれども、これにつきましては、全職員が利用できる、いわゆる院内のネットワーク上に掲載しておりまして、全ての職員が閲覧可能となっております。これだけを明示しているわけではなくて、いろんな連絡、メールも全て、この院内の電子カルテのシステムを活用しております。基本的にペーパーレスを先行してやっております。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

当局。

○管理部参事（大江雅弘）

それでは、私の方から、急性期病院のPR、それから公開講座、出前講座のPRの回数の再質問についてお答えいたします。

まず、急性期病院のPRについては、答弁でも申し上げました、両市の特集記事において広報はしております。ですから、年に1回になっています。

それから、公開講座、出前講座のPRについては、ホームページの方で募集を行っております。公民館、コミュニティーセンターからの応募が多いのですが、そちらは年間計画を立ててしているの、継続して募集の方は行っております。

以上です。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

当局。

○理事（十都和弘）

2番目の苦情処理の対応窓口の設置のことについてでございますが、これについては、いわゆる交渉相手となる労働組合が、現在の組合員は職員の2分の1に達しておりませんので、いわゆる交渉相手ということではございません。ですので、基本的には我々としては職員代表との調整ということになりますので、御質問については、現在設置していないということで、お答えとさせていただきたいと思います。

○議長（内藤博史）

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

7番、西垣弘志議員。

○7 番（西垣弘志）

再質問に対する答弁ありがとうございました。今後も努力をお願いして質問を終わります。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

蓬萊企業長。

○企業長（蓬萊務）

先ほどの広報と広聴ですけれども、西垣議員の方からの的確な質問を頂いたわけですが、その件に対して何回開いているとか、そういうことでの具体的な答弁をさせていただいたわけですが、病院のことに対して、我々としては、伝える努力も必要だと思う。病院としては、この病院がどういうプロセスを経て、どういう形でこの病院がつけられたのかとか、あるいは病院の中身がどのような診療医療があって、そして先ほど御挨拶で申し上げたように、途中からがん拠点病院になって、拠点病院というのはどういう対応をしているのか、単なる1人の先生が実施しているのではなくてチームを組んでいるとかを伝える努力というのはもっともっとやっていかないといけない。

結構聞くのは、北播磨は巨大な病院だ、急性期医療を担っているといっても、実は3次救急と2.5次救急の違いは一般の人にはなかなかそういうことか分からないわけなので、果たしうる役割について、いわゆる伝える努力は必要だと思う。

一方で、この地域における住民の方として、やっぱり知る努力もしないといけない。よく聞くのは、小野市の場合もそうなんですけども、いろんな広聴システムもあるんですけども、いろんな広報等を発信し、またホームページでもやっているんですけども、住民意識も改革が必要である、知る努力も必要なんです。だから、我々は伝える努力が必要だけれども、加えて、この地域におる人たちは、やっぱり知る努力も必要なんです。上から目線な言い方をしていますけど、ここにこの病院ができたということからしますと、そういうことを発信することによって、この病院に対する愛着とか、あるいは誇りとか、そしてこの病院をどういうふうに発展させていくかということにつながってくるわけなので、特に全国で初の公立病院が一緒になったというそのプロセスの、16年前の理念というのをもっともっと市民の方に理解していただくことが、結果としてこの広域な地域医療を守っていくことになると思いますので、実は広報というのはとても大事なことなんです。

繰り返しになりますが、先ほど言いましたように、我々が伝える努力を

一生懸命します。今の仕組みに満足することなく。そのかわり、知る努力を特に皆さん方の発信の中でぜひやってもらいたいと思います。これは非常に、今、北播磨の病院のことについて関心があるようなんですけれども、結構御存じない方もいらっしゃると思いますので、改めて原点に立って、ちょうど10年たったわけでありますから、もう一度この病院のありようについて、皆さんとともに御理解いただきたいと思います。

以上、答弁というのか、広聴の重要性を認識して、西垣さんは、具体的に何をやっているかという問いだったんですけれども、本質はそこにあるので、ひとつ御理解いただきたい。

以上です。

○議長（内藤博史）

以上で西垣弘志議員の質問は終わりました。

次に、9番、川端敦子議員の質問を許可します。

9番、川端敦子議員。

○9番（川端敦子）

三木市議会議員、川端敦子でございます。通告に基づきまして、ただいまより3項目について質問させていただきます。

まず第1項目、各種ハラスメント対策について。

職員が健全な労働環境で生き生きと働いていくためには、パワハラ、セクハラ等といった各種ハラスメントが起こらないような組織づくりが必要です。特に大病院では、部門や部署が多岐にわたり、縦割りの組織構成が強いことも多く、このため、ハラスメントに関する問題が発生しても、情報が上層部まで適切に伝わらないなどの問題が考えられます。また、組織のパワーバランスの中でそういったハラスメントを告発できない場合があるのではないかと考えられます。そこで、ハラスメント被害の相談窓口の現在の状況及び通報者の不利益な取扱い、内部通報者の守秘が保たれる体制が取られているかについて伺いいたします。

また、近年では医療従事者が患者やその家族から受ける暴言や不当な要求が深刻な問題となっています。これらは、医療従事者の健康や業務効率に深刻な影響を及ぼすことや、士気を低下させ、離職率の増加につながることを考えられます。そこで、各種ハラスメント対策について、次の3点について伺いいたします。

1点目、ハラスメントの相談の現状について。

当センターでは、平成30年7月にハラスメントの防止等に関する規程を制定し、ハラスメント防止委員会及び調査委員会が設置されていますが、そ

の後の相談件数や相談内容などについて伺います。

2点目、院内におけるハラスメント防止委員会及び調査委員会の組織構成と役割及び運営体制についてお伺いいたします。

2022年4月1日より、事業所内において、ハラスメント相談窓口を設置することが要求されていますが、それにおいては、通報者の不利益な取扱いの禁止や事業所の内部通報者の守秘義務が重要なポイントとなっています。当センターでは、これらをどのような体制で規定しているのかを伺います。

3点目、患者によるカスタマーハラスメントの具体的な対応策について。

昨今では、パワハラやセクハラといったハラスメントとは異なり、患者によるカスタマーハラスメント、いわゆるペイシェントハラスメントも大きな問題となっております。つきましては、ペイシェントハラスメントに対する職員の教育、通報システム、心理的サポートなどについてお伺いいたします。

第2項目、奨学金制度の導入について。

現在、産婦人科など幾つかの診療科で医師が不足している現状があります。地域医療を支えるには、長期にわたって地域に貢献する人材の確保が急務であると考えます。他の自治体や医療機関では奨学金制度を導入し、地域での一定期間の勤務を条件に返済免除を行うことで、医師の確保に成功している事例があります。当医療センターでも同様の制度を導入することで、医師を目指す若者が安心して医学部に進学し、卒業後に地元で貢献できる環境を整えることが可能になると考えます。そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1点目、医学部生に対する奨学金制度の必要性をどう捉えているかについて。

近隣の市町で導入が進んでいる中で、今後ますます若手医師の確保が困難になると考えられます。同様の制度を導入する計画があるのかについてお伺いいたします。

2点目、導入に当たって解決すべき課題について。

導入が困難であるとすれば、どのような理由からかをお伺いいたします。

第3項目、北播磨総合医療センターの増改築事業について。

北播磨総合医療センターの増改築事業に関しましては、開院10年が経過する中で、運用上様々な課題が出ており、それを解消するために対応するものと、北播磨圏域の医療の在り方や将来需要を見越して先行的に実施するものがあるということです。しかし、物価高騰や人件費の高騰などで公共工事に係る費用も膨れ上がっているのが現状です。当初、約62億円という事業規模が見込まれておりましたが、現在の見込みではどのようなになっているの

でしょうか。また、事業費の見込みが大きくなっている場合には、どのようにその事業費を抑えていくのかも大切な部分です。そして、増改築に係る両市の負担に関しては普通交付税相当額のみの負担とのことでしたが、その部分についての考え方は変わっていないのか、それ以上の負担の可能性があるのかについても確認しておく必要があると考えます。そこで、3点お伺いいたします。

1点目、増改築事業に係る事業費見込みについて。

当初の事業規模と変わりがないのか、増減がある場合には増減要因についてもお伺いいたします。

2点目、事業費が増加している場合の対応策について。

事業費が増加している場合には、どのように縮減を図るのか、どのような縮減策が考えられるのかをお伺いいたします。

3点目、両市の負担について。

事業費見込みが変わらない、又は縮減されている場合には、これまでの考え方と同じで、交付税算入分を財源として考えるということでのよいのかを確認したいのと、事業費が増加している場合には、その増加分の負担についてはどのように考えられているかについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（内藤博史）

質問に対し、答弁を求めます。

当局。

○管理部参事（大江雅弘）

それでは、まず第1項目1点目、ハラスメントの相談の現状についてお答えいたします。

地方公共団体については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき、職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の措置を講じなければならないとされています。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年6月に公布されるに先立ち、当企業団としましては、平成30年7月1日に北播磨総合医療センターにおけるハラスメントの防止等に関する規程を制定し、ハラスメントへの対応や防止策を行ってまいりました。

相談件数については、平成30年度から本日までで合計16件となっています。相談内容については、パワーハラスメント案件が14件と多数を占めており、その他、スメルハラスメント、セクシュアルハラスメントが各々1件ありました。

次に２点目、ハラスメント防止委員会及び調査委員会の組織構成と役割及び運営体制についてお答えいたします。

ハラスメント防止委員会の委員構成は、病院長を委員長とし、副委員長及び委員は病院長が指名することとなっています。現在は、理事を副委員長とし、他の委員は診療部から１名、診療支援部から２名、看護部から２名、管理部から１名、職員代表１名を充てることとなっています。また、調査委員会は委員長、副委員長、委員の５名程度で構成し、事案発生の都度、案件に応じて職員のうちから病院長が指名することとなっています。

運営体制については、管理部経営管理課が担当課で、各部署の係長級以上を相談窓口としています。また、相談に当たっては、通報者の不利益な取扱いや通報内容の守秘義務に細心の注意を払っています。

次に３点目、患者によるカスタマーハラスメントの具体的な対応策についてお答えいたします。

まず１つ目は、事案発生時の対応手順等を記載した院内暴力行為等対応マニュアルを作成し、院内情報掲示板に掲示して職員に周知しています。

次に２つ目は、職員の個人情報を保護する観点から名札の顔写真を削除し、名字のみの記載に変更するなど、対応策を実施しています。また、不測の事態に備え、警察ＯＢである安全相談員を配置し、常時、院内巡視を行うことに加え、院内で暴力事案が発生した場合は、院内アシストコールにより、行動可能な職員が即座に現場に駆けつけ、ハラスメント対応ができる体制を整えています。

職員の教育については、令和５年６月に兵庫県警察本部から講師をお招きし、患者暴力の対処法など、実技を交えた医療安全研修会を開催し、ほぼ全ての職員及び委託職員が受講しています。

重要案件の報告システムとしては、現場から医療の質・安全管理部へインシデント入力システムを使用して報告し、その後、ケースによって医療安全管理委員会で対応策を協議しています。

心理的サポートについては、当医療センター公認心理師によるカウンセリングや外部委託業者によるメンタルヘルスカウンセリングを実施し、職員の心理的サポートを行っていますが、開設以降、カスタマーハラスメントに関する相談はありません。

以上、答弁いたします。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

当局。

○理事（十都和弘）

それでは私から、第2項目1点目、医学部生に対する奨学金制度の必要性をどう捉えているかについて及び2点目の医学部生に対する奨学金制度導入に当たって解決すべき課題について、併せてお答えさせていただきます。

医学部生に対する奨学金制度については、北播磨圏域では、市立加西病院が奨学金制度を設けている事例や、兵庫県が、卒業後一定期間、医師不足の地域等の医療機関で勤務することを義務づけ、修学資金の貸与等を行っている兵庫県養成医制度などがあります。両制度については、医師不足を少しでも解消したい医療機関と、経済的な理由等で学費の援助を受けたい医学生との思いが一致する場合、医療機関、医学生の両者にメリットがあるものと考えております。

そこで、当医療センターの状況ですが、当医療センターの医師の在籍状況につきましては、特に議員指摘のありました若手医師という点におきまして、現在、初期研修医は開院以来、多数の応募者の中から、常にフルマッチングで採用しております。今年ですと、14名に対して約60名を超える応募がございました。さらに、今年の4月1日現在で初期研修医が27名の在籍です。さらに、その後の後期研修である専攻医、これが41名在籍しております。非常に若手の医師がたくさん在籍しているということでございます。医師数は、開院時、86名でスタートいたしましたが、冒頭の企業長の開会挨拶にもありましたように、現在187人となっております。これは、当医療センターが神戸大学の提案により設立された経緯もあり、医師の派遣において、大学との連携が十分にできておりまして、特定の診療科を除いて、医師数は充足していると考えてございます。今後もこの体制を維持していくことが当医療センターにとっては非常に重要だと考えておりますことから、現段階で奨学金制度を導入する必要性はないと考えております。したがって、導入に当たっての課題ということですが、課題がないと言うと少し適切なお答えではないかも分かりませんが、そのようなことを検討はしていないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

当局。

○管理部長（岡本智弘）

第3項目1点目、増改築事業に係る事業費見込みについてお答えいたします。

総額 6 2 億円としておりました事業費は現時点で 7 1 億円となり、今後もさらに上昇する見込みであります。事業規模の拡大や仕様変更等が理由ではなく、議員御指摘のとおり、物価の高騰や人件費の上昇がその要因であります。建設資材や輸送コストの高騰、労働者賃金のベースアップ、繁忙による工事価格の高止まりなど、建築事業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。そのあおりを受けまして、特に増築部分に係る上昇が顕著であり、平米単価で想定よりも約 2 0 % もアップしている状況でございます。しかしながら、今回の増改築事業につきましては、増築棟を先に整備をして、本館の機能の一部を移設した後に本館の改修を進めるという一連の事業であります。よって、増築棟の整備なくして増改築事業の目標は達成できないと考えております。

次に 2 点目、事業費が増加している場合の対応策についてお答えいたします。

まず、増築棟につきましては、仕様レベルのグレードを下げる方策がございます。本館の仕様に合わせるのではなく、建築資材や設備、構造など、比較的安価なものに変更することではありますが、医療の質を担保するためには限界もあると認識しております。また、増築規模に関しましても、内科系 1 8、外科系 1 6 の計 3 4 の診療科の円滑な運営、1 9 0 名近い医師を含みます約 1, 0 0 0 名の病院勤務者、災害や新興感染症の発生に備えた新たな機能等を踏まえれば、一定程度の大きさが必要であると考えております。

本館の改修工事につきましては、階層ごとにその機能は異なっているところではありますが、優先順位が必要となってまいります。事業費総額を見据えながら、当医療センターの果たすべき役割や経営体質の改善、先進医療への対応のほか、増築工事との関連性や緊急性等を考慮した上で、優先すべき改修工事を選別しなければならないとも考えております。

さらに、工事の発注方式についても検討の余地があると考えております。2 4 時間 3 6 5 日休むことなく、命と健康を守る砦として機能している病院において、増改築工事に伴うトラブルは絶対にあってはならないことであります。これを理由として、改修工事について、当医療センターを建設した業者とした場合には、当該業者との直接の金額交渉が可能という形になってまいります。一方で、増築棟につきましては、改修工事との分離発注による公募型一般競争入札の実施、もしくは改修工事との一体発注によるスケールメリットを生かした随意契約等の方式も考えられるところであります。

次に 3 点目、両市の負担についてお答えいたします。

先の 1 点目でお答えしましたとおり、事業費は既に 7 1 億円まで増加し、

今後もさらに上昇する見込みであります。議員御質問の交付税算入分は確かに整備に伴う病院側の借入金に基づいて計算されるものでありますが、その趣旨は、救急医療や高度医療、小児医療など、不採算であっても欠くことのできない部門を担う公立病院に対する行政の負担を軽減することです。すなわち、交付税算入分とは、公立病院を直接支援するためのものではなく、公立病院を支える行政を支援する仕組みであります。

もとより、当医療センターの借入金の大半については病院事業債特別分に該当し、元利償還金の3分の2について両市が負担し、その60%を国が交付税で支援するという制度であります。よって、事業費が増大すれば、その分両市の負担も増大し、相応する交付税算入分も増加してまいります。議員総会など、これまで説明してまいりました事業費62億円の時点では、この3分の2の60%を新たに両市からの負担金として追加していただき、残る40%については、これまでの両市の負担金16億円、三木市9億円、小野市7億円の中で内部調整する方針でありました。しかしながら、71億円への事業費の増加及び、今後もさらに事業費が膨らむことが予想される現状においては、この40%分を16億円の中で内部調整することは困難であります。よって、現在、三木市と小野市に対して、この40%に相当する両市からの負担について要望しているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（内藤博史）

答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

9番、川端敦子議員。

○9番（川端敦子）

それでは再質問いたします。答弁は当局にお願いいたします。

ハラスメント防止委員会の運営体制について御説明いただきましたけれども、内部の関係者のみの構成となっていることに少し疑問、引っ掛かりがあります。法的な知識や心理的なサポートの専門知識をお持ちの外部の第三者的な専門家を委員会に含めることで、公平で公正的で安心できる対応が可能になると考えます。今後、組織構成を見直していくことについてどうお考えなのかお伺いいたします。

【「議長」の声あり】

○議長（内藤博史）

当局。

○管理部参事（大江雅弘）

ハラスメント防止委員会の委員に外部の専門家を加える必要があるのではないかということについての再質問にお答えいたします。

ハラスメント防止委員会については、事案に迅速かつ適切に対応するため、内部で委員を選任しています。しかし、事案によっては外部からの意見が必要と判断される場合には、北播磨総合医療センターにおけるハラスメントの防止等に関する規程第6条第4項の規定によって、外部から意見を求めることとしています。

以上、再質問に対する答弁といたします。

○議長（内藤博史）

答弁は終わりました。

再々質問はありませんか。

以上で川端敦子議員の質問は終わりました。

以上で通告による発言は終わりましたので、これにて質疑並びに一般質問を終結いたします。

これより討論に入ります。討論については、通告がありませんので、これを終結いたします。

これより、第6号議案、令和6年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第1号）及び第7号議案、令和5年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定についてを一括して採決を行います。

お諮りいたします。

第6号議案及び第7号議案について、原案のとおり可決・認定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（内藤博史）

御異議なしと認めます。よって、第6号議案及び第7号議案は、原案のとおり可決・されました。

以上で本日の日程は終わりました。

今期定例会に提出されました案件は、ただいま全部議了いたしました。

<副企業長挨拶>

○議長（内藤博史）

この際、仲田副企業長の挨拶がございます。

仲田副企業長。

○副企業長（仲田一彦）

第30回北播磨総合医療センター企業団議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和6年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第1号）及び令和5年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定の2つの議案につきまして、慎重に御審議を頂き、いずれも適切な御決定を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

冒頭、企業長の御挨拶でも申し上げたとおり、本年1月に公益財団法人日本医療機能評価機構より病院機能評価を受審した結果、2次医療圏等の比較的広い地域において、急性期医療を中心に地域医療を支える基幹病院として、「一般病院2」に認定されました。これは、平成30年の初回認定から継続して2回目の認定になります。今後は、これまで以上に当医療センターが北播磨圏域における地域完結型医療の中核病院として関係機関や地域の医療機関と連携強化を進めるとともに、地域の皆様がより安心して治療や看護を受けられるよう診療体制のさらなる充実を図り、当医療センターの基本理念であるマグネットホスピタルの実現に邁進してまいります。

本日の一般質問では、看護師の確保・充実、脳卒中等に対する早期リハビリテーション、看護職員の離職防止対策、増改築事業などについて貴重な御意見を頂きました。また、本日議決いただきました令和6年度会計補正予算、令和5年度決算の認定について、決算では、2病棟閉鎖による大幅な赤字を危惧していましたが、平均在院日数の短縮や、それによる新入院患者の減少の抑制など、経営改善によって、経常損益約4億7,000万円の赤字に抑えることができました。しかしながら、人事院勧告による給与費の増加、薬品費や診療材料費、光熱費の上昇など、依然として経営環境は厳しい状況が続いております。経営改善の1つとして稼働病床の回復があります。令和5年3月の2病棟閉鎖後、看護師確保に一定のめどが立ったため、令和6年3月から1病棟を再開いたしました。看護師の負担が大幅に増加しないよう、稼働病床の増床はしていません。現在、新卒看護師の成長など、状況踏まえながら稼働病床を段階的に増床しているところであります。

今後も継続して看護師確保に全力を尽くし、稼働病棟の増床と残りの1病棟の再開を目指してまいります。

議員各位におかれましては、引き続き御指導・御鞭撻をいただきますようお願いいたしますとともに、当医療センターの将来の姿を見据えた御支援をお願いしたいと考えておるところであります。

なお、先ほど、河島議員の看護師確保の再質問に対しまして、企業長から、

病院附属看護学校の構想、すばらしい構想の話がございましたが、これは議員御承知のとおり、小野市長としての発言、思いであり、企業団としてはこの議論はしていないことを申し添えておきます。

最後になりますが、今期定例会に賜りました御精励に感謝を申し上げますとともに、ますます御健勝でさらなる御活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

<閉会>

○議長（内藤博史）

お諮りいたします。

これにて閉会することに御異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（内藤博史）

御異議なしと認めます。よって、第30回北播磨総合医療センター企業団議会定例会はこれをもって閉会いたします。

<議長閉会挨拶>

○議長（内藤博史）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、「令和6年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計補正予算（第1号）及び「令和5年度北播磨総合医療センター企業団病院事業会計決算の認定について」の計2件の議案を御審議いただく定例会でありました。

議員各位には、会議中、慎重なる御審議を頂き、適切、妥当なる結論を得て、ここに滞りなく議了できましたことは、企業団の運営のため、誠に御同慶に存じますとともに、各位の御精励に対しまして衷心より深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、企業長をはじめ当局各位におかれましては、誠意ある答弁を頂きましたことに感謝申し上げます。

非常に厳しい残暑が続いておりますが、議員各位におかれましてはくれぐれも健康に御留意を頂き、ますます御活躍くださいますとともに、北播磨総合医療センターのますますの発展を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

<閉会> 午後3時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北播磨総合医療センター企業団議会

議 長

内藤博史

会議録署名議員

河島信行

会議録署名議員

川端敦子